

社会福祉法人町田市社会福祉協議会事務局規程

事務局規程（平成17年1月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、定款第34条第5項の規定に基づき、事務局に関する事項を定める。

（課の設置）

第2条 事務局の事務を分掌させるため、次の課を置く。

- （1）法人総務課
- （2）地域福祉課
- （3）相談支援課
- （4）学童保育課

（分掌事務）

第3条 前条の課の分掌事務は、会長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、臨時若しくは特別の事務又は所管の明らかでない事務については、会長の指揮を受け、事務局長が所管を決定する。

（職員）

第4条 会長は、事務局に事務員及び学童保育指導員の職員を必要に応じ置く。

（事務局長の職）

第5条 事務局に事務局長を置き、会長が任命する。

（課長の職）

第6条 課に課長を置き、会長が任命する。

（その他の職）

第7条 必要に応じ次の職員を置き、会長が任命する。

- （1）主幹
- （2）統括係長・係長・主査
- （3）主任
- （4）担当員

（職層名）

第8条 職員の職層名は、次のとおりとする。

- （1）参事は、事務局長とする。
- （2）副参事は、課長及び主幹とする。
- （3）主事は、前2号に定める職員を除く職員とする。

2 参事及び副参事は、管理職とする。

3 特別な職名を必要とする職員については、この規程に定めるもののほか、その職に併任することができる。

(事務局長の職責)

第9条 事務局長は、会長及び常務理事の命を受け事務局運営を総括し、所属職員を指揮監督する。

(課長の職責)

第10条 課長は、事務局長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(主幹の職責)

第11条 主幹は、課長等の命を受け、担任業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(統括係長及び係長、主査の職責)

第12条 統括係長及び係長、主査は所属上司の指揮監督を受け、困難業務にあたるとともに担当業務の統括並びに職員の育成指導を行う。

(その他の職員の職務)

第13条 前4条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(主任の職の指定)

第14条 会長は、特に高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する係員の職を主任の職として指定することができる。

(嘱託職員等)

第15条 会長は、必要に応じて、嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

(委任)

第16条 事務局の事務処理に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程の制定により事務局規程（平成17年1月1日制定）は廃止する。
- 2 平成29年1月25日の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 全部改正

平成29年1月25日 一部改正

平成29年2月 6日 一部改正